

第1363号

AFN-1363

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 4 / 26 (月)

『令和3年度税制改正大綱(16) 地方税でも進む納税電子化』

地方税においても電子化への流れがいつそう明確になる。給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、1）“e L T A Xを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者※”が申出たときは、市町村はe L T A Xを経由して通知内容を提供しなければならない。なお、書面送付の際の副本送付は終了となる。2）上記※義務者のうち、当該通知の内容を電磁的方法により個々の納税義務者に提供できる者が申出たときは、市町村はe L T A Xを経由してその内容を提供し、特別徴収義務者はそれらを電磁的方法により納税義務者に提供することとなる。

また、地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、e L T A Xによる納付が可能となる。

その他、○国外に居住する納税者は、国外の金融機関を通じた国税収納官吏の国内預金口座への送金による納税が可能に ○申請等に係る書面等の記載事項のうちe-Taxで送信できないものは、スキャナで読み取ったデータの送信で代えることが可能に ○スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設 ○クラウド等による支払調書等の提出方法の整備、等。

『増加するフリーランスとの取引 遵守事項のガイドライン公表』

近年高まる副業志向と企業側の容認姿勢が相まって、専業ではなく、副業としてのフリーランスという選択をする人が増えている。企業としても、副業者を雇用するのとフリーランスとして業務委託契約をするのでは大きく異なってくる。様々な福利厚生が不要になる業務委託契約の方が企業にとって有利に働くことが多い。その有利さからか、フリーランスに対して問題行為を行う企業も少なくない。たとえば、実際の働き方として指揮命令を受けているなど雇用に該当するケースや支払いの遅延、契約成立後の価格引下げ交渉など、立場の弱いフリーランスへの問題行為は社会問題となっている。

そのような状況を受け、厚生労働省は内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定した。このガイドラインでは事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令との適用関係、フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項、仲介事業者が遵守すべき事項、現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準などが示されている。契約をめぐるトラブルを起こさないためにも一読しておきたい内容だ。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



＜ゴールデンウィーク期間の休業のご案内＞

4月29日(木)から5月5日(水)の間内、4月30日(金)・5月1日(土)を除いて休業させていただきます。

次回のTimely発信は5月6日(木)の1364号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com